【表紙】

【発行登録番号】 【提出書類】

【提出先】 【提出日】

【会社名】 【英訳名】

【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】

【発行予定期間】

【発行予定額又は発行残高の上限】

【安定操作に関する事項】 【縦覧に供する場所】 25 - 関東56 発行登録書 関東財務局長

平成25年 5 月15日 ヤマハ発動機株式会社

Yamaha Motor Co., Ltd. 代表取締役社長 柳 弘 之 静岡県磐田市新貝2500番地

(0538)32-1103

財務部長 石井武夫

ヤマハ発動機株式会社 渉外部

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

丸の内マイプラザ15階

(03)5220-7200

涉外部長 篠宮孝彦

新株予約権証券

この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成25年5月23日)から2年を経過する日(平成27年5月22日)まで

発行予定額 0円 (注) 1

550,000,000円 (注)2

(注) 1 新株予約権証券の発行価額の総額です。

(注) 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の 行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算し た金額です。

該当事項なし

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	未定 (注)1
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	未定
申込単位	1個
申込期間	未定
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	未定
割当日	未定 (注)3
払込期日	無償にて発行するため払込期日はありません。
	新株予約権発行の日は未定です。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注)1 株主に割り当てる新株予約権の数

当社普通株式(当社の有する普通株式を除きます。) 1 株につき新株予約権 1 個の割合で割り当てることとし、割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める無償割当基準日における最終の当社の発行済株式総数(但し、当社の有する普通株式の数を除きます。)と同数とします。

2 新株予約権の無償割当ての対象となる株主

無償割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主(但し、当社を除きます。)とします。

3 新株予約権の無償割当ての効力発生日

無償割当基準日以降の日で取締役会が別途定める日とします。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	ヤマハ発動機株式会社 普通株式
	単元株式数は100株です。
	完全議決権付株式であり、権利内容に何ら限定のない当社におけ
	る標準となる株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	未定 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額	未定 (注)2
新株予約権の行使により株式を発行する	未定
場合の株式の発行価額の総額	
新株予約権の行使により株式を発行する	未定
場合の株式の発行価格及び資本組入額	
新株予約権の行使期間	未定 (注)3
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場	未定
所及び払込取扱場所	
新株予約権の行使の条件	(1) 特定買収者等が保有する新株予約権 (実質的に保有するものを
	含みます。) は、 行使することができません。
	(2) 新株予約権者は、当社に対し、上記(1)の条件を充足している

	こと(第三者のために行使する場合には当該第三者が上記(1)の 条件を充足していることを含みます。)についての表明・保証条
	項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範
	囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要
	とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使するこ
	とができるものとします。
	(3) 適用ある外国の証券法その他の法令上、当該法令の管轄地域に
	所在する者による新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行
	又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所
	と当社が認めた場合に限り、新株予約権を行使することができ
	ます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで
	当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することができ
	コ版目特地域にが任する目ががは、が対性を行成することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を
	る場合でありても、当社としてこれを渡り又は元足りる義務を 負うものではありません。
	(4) 工能(3)の宗什の光定の確認は、工能(2)に定める子続に挙した 手続で取締役会が定めるところによります。
ウコがサマが佐の四個の東中ルが四個の	(注)4 (1)当社は、無償割当効力発生日以後の日で取締役会が定める日に
自己新株予約権の取得の事由及び取得の	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
条件	おいて、未行使の新株予約権で上記「新株予約権の行使の条
	件」(1)(2)の規定に従い行使可能な(すなわち特定買収者等に
	該当しない者が保有する)もの(上記「新株予約権の行使の条件」(ひに該当する者が保有する)もの(上記「新株予約権の行使の条件」(ひに該当する者が保有する。
	件」(3)に該当する者が保有する新株予約権を含む。下記(2)に
	おいて「行使適格新株予約権」といいます。)について、取得に
	係る新株予約権の数に、新株予約権1個あたりの目的となる株式
	の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を対価
	として取得することができます。
	(2) 当社は、無償割当効力発生日以後の日で取締役会が定める日に
	おいて、未行使の新株予約権で行使適格新株予約権以外のもの
	について、取得に係る新株予約権と同数の新株予約権で特定買
	収者等の行使に制約が付されたもの(譲渡承認その他取締役会
	が定める内容のものとします。)を交付して取得することができ
	ます。なお、当該取得の対価として現金の交付は行いません。
	(3) 新株予約権の強制取得に関する条件の充足の確認は、上記「新
	株予約権の行使の条件」(2)に定める手続に準じた手続で取締
	役会が定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得には、取締役会(又は会社法第265条第1
	項但書の規定に従い取締役会が定める機関)の承認を要するものと
	します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付	未定
に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数とします。
 - 2 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
 - 3 新株予約権の行使期間は、無償割当効力発生日以後の日から開始する取締役会が別途定める一定の期間とします。行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。
 - 4 (1)「特定買収行為」とは、次の(a)(b)のいずれかに該当する行為をいいます。 なお、以下(注)4

において、「本新株予約権」とは、本発行登録に係る新株予約権を指します。

(a)下記()ないし()のいずれかに該当する行為。なお、下記()ないし()にかかわらず、当社が行う株券等(金融商品取引法第27条の23第1項。以下別段の定めのない限り同じ。)の発行又は自己の有する株券等の処分(当社が行う合併、株式交換、株式移転、会社分割に伴って行われるものを含みます。)による当社の株券等の取得行為は含まれません。

EDINET提出書類 ヤマハ発動機株式会社(E02168) 発行登録書(株券、社債券等)

- ()金融商品取引法第27条の2第1項本文に規定される「買付け等」(株券等(金融商品取引法第27条の2第1項。)の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為をいいます。)によりその者の当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為
- ()上記()以外の態様で金融商品取引法第27条の23第1項又は第3項に規定される「保有者」に該当することで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為
- ()当社の株券等の保有者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項)に該当することで当社 の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為
- ()当社の株券等の保有者と金融商品取引法第27条の23第6項に定める関係を有することとなることで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為
- (b) 買付け等の後の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項。但し、公開買付者(金融商品取引法第27条の3第2項)の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項)の株券等所有割合との合計とします。)が20%以上となる当社の株券等(金融商品取引法第27条の2第1項)の公開買付けの開始行為。(「買付け等の後の株券等所有割合」は当該公開買付けの公開買付届出書の記載によって判定されるものとし、公開買付開始公告が行われた日の翌営業日が到来したことをもって「特定買収行為を行った」ものとします。)
- (2)「特定買収者」とは、特定買収行為を行った者で、特定買収行為を行った時点(上記4(1)(a)又は (b)のいずれか早い時点とします。)までに下記(8)に定める確認決議を得なかった者をいいます。 但し、以下の(a)又は(b)に定める者は「特定買収者」に該当しないものとします。
- (a) 当社、当社の子会社、当社の従業員持株会及びかかる従業員持株会のために当社株式を保有する 者
- (b) 当社の行った自己の株式の消却若しくは取得その他当社の行った発行済株式総数若しくは議決権の総数を減少させる行為又は本新株予約権の割当て、行使若しくは強制取得の行為のみに起因して株券等保有割合が20%以上となった者。但し、その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後に1%以上増加することとなった場合を除きます。
- (3)「特定大量保有者」とは、特定買収者のうち、上記4(1)(a)に定める特定買収行為を行った者をいいます。
- (4)「特定公開買付者」とは、特定買収者のうち、上記4(1)(b)に定める特定買収行為を行った者をいいます。なお、その後に「特定大量保有者」に該当することとなった者は「特定大量保有者」として取り扱われるものとします。
- (5)「特定買収者等」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
- (a)特定大量保有者
- (b)特定大量保有者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項、第6項)
- (c)特定公開買付者
- (d)特定公開買付者の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項)
- (e)以下のいずれかに該当すると取締役会が合理的に認めた者
- ()上記4(5)(a)ないし(d)に該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
- ()上記4(5)(a)ないし(e)()に該当する者の「関連者」。「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、又はその者と協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。なお、当社株券等に関する名義貸し若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他これに準ずる特段の合意を上記4(5)(a)又は(b)に該当する者との間で行っている者について、取締役会は当該4(5)(a)又は(b)に該当する者の「関連者」とみなすことができます。
- (6)「買収提案」とは、下記「募集に関する特別記載事項」〔1〕1.(3)(a)に定める必要情報が記載された特定買収行為に関する提案をいいます。
- (7)「買収提案者」とは、買収提案を行った者をいいます。
- (8)「確認決議」とは、特定の買収提案について本新株予約権の無償割当てを行わない旨の取締役会決議をいいます。
- (9)「勧告決議」とは、特定の買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する企

業価値委員会の決議をいいます。

(3)【新株予約権証券の引受け】 該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込は、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込の手取金の額は未定です。

(2)【手取金の使途】 未定

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【募集に関する特別記載事項】

当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、平成25年3月26日開催の第78期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件」(以下「本総会承認」といいます。)の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した対応策(以下「本プラン」といいます。)を継続しています。本プランは、本総会承認の有効期間を3年に設定し、有効期間中は、本総会承認の授権の範囲内で、取締役会が1年ごとに本プランの内容を決定することとしています。

なお、以下において「本新株予約権」とは、本発行登録に係る新株予約権を指します。

〔1〕本プランの内容

- 1.本プランの内容
- (1) 本新株予約権の無償割当て

「第一部 証券情報」中「第1 募集要項」の項をご参照下さい。

- (2) 企業価値委員会
 - (a) 常設の機関として企業価値委員会を設置します。
 - (b) 企業価値委員会は、取締役会から付議される買収提案を検討し、勧告決議を行うかどうかを審議するほか、取締役会から付議されるその他の事項を審議します。
 - (c) 企業価値委員会の決議は、全委員の過半数により行います。
 - (d) 企業価値委員会の委員は、当社社外役員の中から、取締役会において選任されます。
 - (e) 企業価値委員会の委員として桜井正光氏(社外取締役)、河和哲雄氏(社外監査役)、安達保氏(社外取締役)及び遠藤功氏(社外監査役)を選任しています。
- (3) 買収提案者出現時の手続
 - (a) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案を予め書面により当社に提出し確認決議を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。

買収提案には、以下に掲げる事項を含む当社が合理的に求める必要情報が記載されなければならないものとします。

- () 特定買収行為を企図する者(グループ会社その他の関係者を含みます。)に関する事項
- () 買収の目的
- () 支配権取得又は経営参加を目的とする場合には支配権取得又は経営参加の方法、買収後の当社の経営 方針と事業計画、組織再編、役員構成の変更その他当社の経営方針に対して重大な変更を加え又は重大 な影響を及ぼす行為を予定している場合はその内容及び必要性、 純投資又は政策投資を目的とする場 合には株券等取得後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針及びその理由、長期的な 資本提携を目的とする政策投資として買付け等を行う場合はその必要性
- () 特定買収行為後の当社株券等の追加取得予定の有無、その理由及び内容
- ()対価の算定の基礎とその経緯
- () 買収資金の裏付け
- () 当社の利害関係者に与えうる影響
- () その他、下記(e)()及び()の判断に関連する情報として当社が合理的に求める必要情報
- (b) 当社は、本プランの迅速な運営を図る観点から、必要情報が不足していることにより買収提案とは認められない提案につき、当該当社株式の取得に係る提案を行った者に対し、必要に応じて情報提供を要請する場合があります。

この場合、最初の情報提供要請を当該提案者に対して行った日から起算して60日を上限として、提案者に対して情報提供を要請しかつ当該提案者が回答を行う期間(以下「情報提供要請期間」といいます。)を設定することを基本とし、万が一必要情報が十分に揃わない場合であっても情報提供要請期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議期間を開始することを基本方針とします。なお、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、当社は必要に応じて、30日を上限として情報提供要請期間を延長することができるものとします。

- (c) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を企業価値委員会に速やかに付議します。
- (d) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について勧告決議を行うかどうかを審議するものとします。企業価値委員会の決議結果は開示されるものとします。

企業価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領日又は情報提供要請期間の満了日のいずれか早い日から60日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90日) 以内とします。合理的理由がある場合に限り、30日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得 ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。

- (e) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点(以下()及び()の観点を含みます。)から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、本プランの手続を遵守した買収提案で以下に掲げる事項が全て充たされていると認められるものについては、勧告決議を行わなければならないものとします。
 - () 下記のいずれの類型にも該当しないこと

株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそ のグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為

当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させてその処分利益をもって一時的な高配当やそれによる株価の急騰をねらって高値で売り抜けるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高い収益その他のリターンを得ようとする行為

- () 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。)その他買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- (f) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当てを行うことができないものとします。

(4) 特定買収者出現時の対応

- (a) 特定大量保有者が出現した場合(出現の有無は、当社に提出された大量保有報告書、公開買付届出書その他適切な方法により判断するものとします。)、すなわち確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合、取締役会は、特定買収者が出現した旨の開示のほか、無償割当等の基準日、無償割当等の効力発生日その他本新株予約権の無償割当等に関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当等を実行するものとします。
- (b) 特定買収行為に該当しうる公開買付けが開始された場合(公開買付届出書その他適切な方法により判断するものとします。)、取締役会は、公開買付開始公告が行われた日の翌営業日の到来後、特定買収者が出現した旨及び無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行するものとします。
- (c) 取締役会は、無償割当基準日の4営業日前の日までに以下()ないし()のいずれかの事由が生じた場合に限り、当該日までに、上記1(4)(a)又は(b)により決議を行った本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせない旨を決議することができるものとします。
 - ()特定買収者の株券等保有割合が20%を下回った旨の大量保有報告書が特定買収者から提出された場合
 - () 上記1(4)(b)に定める特定買収行為に該当する公開買付けが開始された場合で、当該公開買付けが終了し 又は撤回され、その結果、株券等保有割合が20%以上となる当社株券等の保有者が出現しないことと なった場合
 - () 上記()()のほか、当該特定買収行為による脅威がなくなったと取締役会が合理的に認めた場合

2. 本プランの有効期間等

(1) 本総会承認の有効期間は、平成28年に開催される定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結のときまでとしています。有効期間中は、本総会承認の授権の範囲内で、取締役会が1年ごとに本プランの内容を決定することとしており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっていますので、本プランの内容の有効期間は、翌年に開催される定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結のときまでとしています。但し、本総会承認又は本プランの有効期間の終了時点で特定買収者が出現している場合には、当該特定買収者に対する措置としてその効力が存続します。

- (2) 本プランの運用にあたって当社が行う「株券等保有割合」、「保有者」、「共同保有者」、「株券等所有割合」、「特別関係者」、「特定買収者等」、「関連者」、「実質的同一性」その他の必要事項の確認又は認定等は、当該確認又は認定等が必要な時点において当社が合理的に入手できた情報に依拠して行うことができるものとします。
- (3) 本プランにおいて、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含みます。)の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。また、本プランで引用する法令の規定は、平成25年2月14日現在施行されている規定を前提にしたものであり、同日以降、法令の改廃により上記各項に定める条項又は用語に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該改廃の趣旨を踏まえて、適宜合理的範囲内で読み替えることができるものとします。

[2]株主・投資家の皆様に与える影響等

1.株主・投資家の皆様に与える影響

本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としており、株主・投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。そして、本プランの導入・更新時点において新株予約権の発行は行われませんので、株主・投資家の皆様の権利に影響が生じることはありません。

仮に特定買収者が将来出現した場合、すなわち確認決議を得ない特定買収行為が行われた場合には、上記〔1〕 1(4)のとおり本新株予約権の無償割当てが行われ本新株予約権が株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、新株予約権の割当ての申込みを行わないことに伴う失権者が生じることはありません。また本新株予約権を当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することも可能としております。なお、無償割当基準日の3営業日前の日以降において無償割当ての中止や割り当てた本新株予約権の無償取得を行うことは予定していません。

2. 株主・投資家の皆様に必要となる手続

本プランの導入・更新時点において、株主・投資家の皆様に必要となる手続等はございません。

仮に特定買収者が出現した場合には、上記〔1〕1(4)のとおり、取締役会は、その旨及び無償割当基準日等を決議し公表します。本新株予約権は無償割当基準日時点の株主の皆様全員に無償で自動的に割り当てられますので、当社が上記公表においてご案内する内容に従い、所定の手続を行っていただくことをお願いいたします。

本新株予約権の無償割当てが行われた場合、株主の皆様は、当社所定の新株予約権行使請求書その他当社の定める書類をご提出いただくとともに取得する株式1株当たり1円の払込みを行うことによって、本新株予約権を行使することができます。但し、上記〔2〕1のとおり本新株予約権の強制取得が行われる場合には、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式が自動的に交付されますので、株主の皆様に本新株予約権の行使手続をとっていただく必要はございません。なお、特定買収者等に該当しないことを確認させていただくための合理的手続を定めることを予定しています。

EDINET提出書類 ヤマハ発動機株式会社(E02168) 発行登録書(株券、社債券等)

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第78期(自平成24年1月1日 至平成24年12月31日) 平成25年3月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第79期第1四半期(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日) 平成25年5月15日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成25年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年3月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、本発行登録書提出日(平成25年5月15日)現在において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ヤマハ発動機株式会社

(静岡県磐田市新貝2500番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 ヤマハ発動機株式会社(E02168) 発行登録書(株券、社債券等)

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。